

社団法人日本福祉車両未来研究会

【ニュース】 2015_01_19

認知症チェック強化 75歳以上ドライバーに 道交法改正へ意見募集・警察庁

認知症に起因する交通事故を減らすため、警察庁は1月15日、75歳以上のドライバーに対するチェック体制を強化することを決めた。現在は運転免許の更新時のみ義務付けている認知機能検査を、信号無視や逆走など一定の違反をした際も臨時に実施。「認知症の恐れ」と判定された人にはすぐ、医師の確定診断を受けてもらう。

道路交通法の改正試案として同日公表した。1月16日～2月4日に一般の意見を聴き、通常国会に改正法案を提出する。

道交法は認知症の人に運転免許を認めておらず、75歳以上の免許更新者に認知機能検査を義務付けている。検査で「認知症の恐れ」と判定された人は、過去1年以内から次の更新までに一定の違反があった場合、医師の診断が必要だ。

現在の制度では、検査を受けるのは3年に1度にとどまる。認知症が疑われる結果が出て運転を続けることができ、違反した後になって認知症か否かを確定させる仕組みになっている。

このため警察庁は「認知機能の低下をタイムリーに把握できていない」と判断。認知機能が低下した場合に多くみられる違反をした人に、臨時の検査を行う制度を導入する。

更新時か臨時かを問わず、検査で「認知症の恐れ」と判定された人は、その時点の受診が義務付けられる。

臨時の検査結果が前回の検査より悪かった人には、臨時の高齢者講習を行うことも決めた。講習の内容は、運転者の癖や技能に応じた個別指導を含めるなど高度化させ、認知機能に心配のない人が更新時に受ける講習は時間を短縮する。

認知症と診断されたり、検査や講習を受けなかったりすると免許は取り消し・停止される。

改正試案はほかに、重大事故を起こした者に適用する免許仮停止の対象を拡大。酒気帯び運転と過労、病気、薬物の影響を受けた運転は、人を死亡させるだけでなく傷つけた場合も対象に含める。

また、運転免許の区分を見直し、普通と中型の間に総重量3.5トン以上7.5トン未満の「準中型」を新設する。

////////////////////////////////////

〒460-0006

愛知県名古屋市中区葵1丁目27番3号

染木第2ビル4階403号室

社団法人日本福祉車両未来研究会

電話 052-937-2941

FAX 052-937-2940

Mail info@294mirai.com

<事務局 吉川 剛>

////////////////////////////////////

会員企業名

〒239-0812 横須賀市長沢6丁目30番4号

有限会社ヤマヨ久保田商会

電話 046(849)3210

FAX 046(849)7147